

平成27年度定期防衛監察の結果について

平成28年9月7日
防衛省防衛監察本部

【目 次】

第 1 全般	1
第 2 入札談合防止	1
1 概要	1
2 監察の概要	1
(1) 基本的考え方	1
(2) アンケートの概要	1
(3) 実地監察の概要	2
3 監察の結果	2
(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等	2
(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度	2 3
(3) 入札談合の防止に対する職員の意識	2 6
(4) 年度末の予算執行	2 6
4 その他	2 7
第 3 法令遵守の意識・態勢	2 8
1 概要	2 8
2 監察の概要	2 8
(1) 基本的考え方	2 8

(2) 実地監察の概要	28
3 監察の結果	28
(1) 全般	29
(2) 秘密保全	32
(3) 情報保証	34
(4) 武器・弾薬の管理	36
(5) 文書管理	37
(6) 個人情報保護の状況	39
(7) 服務事案等への対応	41
(8) メンタルヘルス	43
(9) 海外渡航承認申請手続	44
(10) 公益通報者保護制度	44
(11) 自衛隊員倫理	45
(12) 毒劇物及び有機溶剤の管理	45
別紙第1 実地監察の対象機関等（入札談合防止）	47
別紙第2 アンケート結果の概要（入札談合防止）	48
別紙第3 実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）	50

第1 全般

この報告は、防衛大臣の命を受け、平成27年度に実施した「入札談合防止」及び「法令遵守の意識・態勢」に係る定期防衛監察の結果を取りまとめたものである。

第2 入札談合防止

1 概要

平成27年度は、装備品等及び役務の調達並びに建設工事及びこれに伴う設計業務等の技術業務を対象とし、以下の観点から監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

ア 入札談合防止を目的とした施策の実施状況

- 「平成20年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（平成21年12月21日防衛大臣指示第6号。以下「21年度大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況
- 「平成22年度定期防衛監察の結果に基づく改善措置等に関する防衛大臣指示」（平成23年11月21日防衛大臣指示第6号。以下「23年度大臣指示」という。）に基づく施策の実施状況
- 航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案（以下「第1補給処事案」という。）を受けて、平成22年12月14日に公表された報告書に記載された改善措置に基づく施策の実施状況
- その他入札談合防止に向けた施策の実施状況

イ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）及び「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（平成14年法律第101号。以下「入札談合等関与行為防止法」という。）等の法令の遵守状況

(2) アンケートの概要

法令等の理解度及び入札談合防止に対する職員の意識についてアンケートを実施した。

ア 対象機関等及び回答者数

別紙第1のとおりである（総回答者数 2,108名）。

イ 結果

別紙第2のとおりである。

(3) 実地監察の概要

ア 対象機関等

別紙第1のとおりである。

イ 内容

現場等の確認、契約関係書類の調査及び調達等関係職員等との面談を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は50日、面談対象者の延べ人数は、254名である。

3 監察の結果

平成27年度監察の結果、競争性の拡大に向けた各種施策について、全般的に積極的な取組が行われていた。また、いずれの対象機関等においても、調達の公正性を歪めかねないような年度末における無理な予算執行が疑われる案件は認められず、かかる予算執行が許されないとの意識が浸透している状況が見られた。

一方で、業界関係者等との対応、入札談合防止関連の法令、関係規則及び各種施策の理解度等については、全般的に平成26年度報告と比較して改善はなされているものの、依然として改善すべき状況が見られた。

機関等は、継続的かつ効果的な教育を実施することにより、入札談合防止関連の法令等に係る職員の理解度を向上させるとともに、これらに基づく業務の遂行を徹底させる必要がある。

(1) 入札談合防止に向けた施策の実施状況等

ア 競争性の拡大

(ア) 競争性の拡大状況

a 競争性のある契約方式

平成27年度監察では、競争性のある契約方式（一般競争入札並びに公募を行った上での指名競争入札及び随意契約）の割合について調査を行った結果、多くの対象機関等において、競争性のある契約方式による契約金額の割合は82パーセント以上であった。

一方で、一部の対象機関等において、その割合は40パーセント台だった。これは、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達案件、緊急調達の案件等のため、随意契約によらざ

るを得なかったこともその主な理由であった。

しかしながら、市販品等の調達に関し、取りまとめて一般競争入札を行うことができるにもかかわらず、その可否を検討することもなく個別に少額の随意契約（以下「少額随契」という。）を締結して調達を実施している案件が見られた。

このような案件については、計画的な調達要求により取りまとめを行う等し、競争性のある契約方式を更に拡大していくことが望ましい。

b 一者応札、一者応募

平成27年度監察では、競争が行われることを期待して一般競争入札又は公募を行ったにもかかわらず、入札又は公募に応じた者が一者（以下「一者応札等」という。）のみとなり、実質的に競争が行われなかった案件が多数存在した。対象機関等の特性上、特定の業者による応札しか見込まれないものもある一方で、ほとんどの対象機関等において、次のような複数の業者が参入可能と考えられる案件も見られた。

- ガソリン、事務用消耗品等、オフィス家具等什器類の調達
- 需品、航空機整備用工具等の調達
- 建設工事の発注、現況調査や契約業務の委託、移動式エアコン借上等の役務調達

このような案件については、原因を分析し、公告や公募（以下「公告等」という。）の掲示場所の拡大、仕様書の見直し等を行い、新規業者の参入を促すことにより、競争性を更に拡大していくことが望ましい。

(イ) 競争性拡大のための施策の実施状況

a 競争性のある契約方式拡大のための施策

競争性拡大のためには、特に市販品等の調達に関し、随意契約が可能な金額の上限を引き下げる、複数の少額随契案件を取りまとめて一般競争入札を行う等の取組により、競争性のある契約方式を拡大することが重要である。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）によれば、予定価格が160万円を超えない財産の買入れ案件については随意契約が可能とされている。

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 多くの対象機関等において、随意契約が可能な金額の上限を規則化する等して自主的に引き下げ、160万円以下の案件についても一般競争入札を行っていた。

○ 複数の対象機関等において、少額随契案件を取りまとめて、一般競争入札を行い、競争性の拡大に努めるとともに、これを規則化していた。

しかしながら、多くの対象機関等において少額随契案件の取りまとめを行っていない等、改善することが望ましい事例が見られた。

また、推奨すべき取組を行っている対象機関等においても、その多くは契約部署の努力にのみ頼っており、調達要求部署が五月雨（さみだれ）式に調達要求を行っていることから、契約部署が取りまとめに苦慮している状況が見られた。

以上のとおり、機関等においては、契約部署が一括調達を図ることができるよう、調達要求部署においては、調達計画を先行的に整備し、少額随契案件を取りまとめる等、組織横断的な競争性の拡大に取り組むことが望ましい。

b 一者応札等を減らすための施策

(a) 一者応札等の原因分析

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

○ 全ての対象機関等において、一者応札等の原因分析を実施していた。

○ 多くの対象機関等において、見積書を提出する等しているものの入札に参加しなかった業者に対し、入札不参加理由について聞き取り調査を実施していた。

○ ある対象機関等において、原因分析の結果を踏まえて競争参加資格に関する条件を緩和する又は仕様書を見直していた。しかしながら、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、ガソリン購入等の物品の調達において、複数の参入者が見込まれるにもかかわらず一者応札等となった案件に関し、原因分析を一部のみ実施又は全く実施していなかった。

○ ある対象機関等において、見積書の提出を辞退した業者に対し、辞退理由を調査していない又は調査を実施したもののその内容を記録していなかった。

一者応札等を削減し、競争性を拡大するという目的達成のためには、その原因を分析・解明し、問題点を取り除くことが最も効果的である。

したがって、機関等は、積極的に原因分析を行い、その結果に応じて、①公告等を掲示する場所を拡大する、②公告期間を延長

する、③新たに防衛省・自衛隊との契約に参加してもらうため、参入（入札）手続を説明する新規業者説明会を開催して入札や公募（以下「入札等」という。）への参入を促す、④競争参加資格や公募の条件を緩和する、⑤仕様書を見直す等の施策を実施し、多数の業者が入札等に参入できるよう努める必要がある。なお、一者応札等の原因分析結果については、事後的に確認できるよう、記録しておくことが望ましい。

(b) 公告等を掲示する場所の拡大

平成27年度監察では、入札等に参入する業者を増やすための公告等の掲示場所の拡大に関し、次のような推奨される取組が見られた。

- 多くの対象機関等において、近隣の商工会議所、近傍の機関等に公告等を掲示していた。
- ある対象機関等において、建設業協会、行政書士会及び近隣の商工会議所のホームページ上に当該対象機関等のホームページへのリンクを設定する、又は建設業界新聞に公告等を掲載する等、積極的に入札情報を提供していた。
- ある対象機関等において、入札参加業者に対し、公告等を見た場所等及び公告期間についてのアンケートを実施していた。
- ある対象機関等において、公告等の掲示に、当該対象機関等のホームページ上の公告情報に直接アクセスできるQRコードを記載する試みを実施していた。

一方で、一部の対象機関等において、調達品が防衛装備品の交換部品等の特殊な仕様であり、取り扱う業者が近傍に所在しないことから、近隣の商工会議所等に公告を掲示しても効果がないとして、当該調達品に関する公告等を庁舎の掲示板やホームページ上のみに掲示していたという改善することが望ましい事例が見られた。

機関等は、競争性拡大の観点から、市販品や一般的な役務の調達の公告等については、近傍の機関等に掲示を依頼する等、公告等の掲示場所の拡大を図ることが望ましい。

また、防衛装備品の交換部品等の特殊な調達品においても、その品目の特性に応じて公告の掲示場所の拡大や掲示方法について検討し、積極的に競争性の拡大に努めることが望ましい。

(c) 公告期間の延長

平成27年度監察では、全ての対象機関等において、予決令で

定められた期間よりも公告期間を長く設定し、公告期間を延長する取組を行っていた。

しかしながら、法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施したある対象機関等において、急を要しないにもかかわらず、公告期間を10日間のみとする案件が見られた。

機関等は、競争性の拡大を図るという観点から、例えば、契約部署から調達要求部署に対し、公告等から契約締結までの期間等に関する情報を提供させる一方で、調達要求部署にはその情報に基づき調達要求時期を勘案して調達要求書を提出させる等、契約部署と調達要求部署を連携させ、公告期間を十分確保することが望ましい。

(d) 新規業者の開拓

平成27年度監察では、次のような新規業者の参入を促進する具体的な取組が見られた。

- 多くの対象機関等において、入札参加資格を見直し、条件を緩和していた。
- 一部の対象機関等において、業界団体等に赴き、入札参入の呼び掛けを行っていた。
- ある対象機関等において、従前、異なる品目を混在させた状態で実施していた入札について、同種品目ごとに取りまとめ、入札した結果、新規参入業者の参加を得ていた。

しかしながら、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、特段の理由もなく競争参加資格を特定地域に制限し、新規業者を開拓するための取組を行っていなかった。
- ある対象機関等において、契約実績のある業者に対してのみ見積書等の提出を依頼している等、そもそも新規業者を開拓するという着意がなかった。

機関等は、競争性の拡大を図るという観点から、新規業者の開拓も公告等掲示場所の拡大等と同様に重要なものであることを認識し、地域的特性等の実情を踏まえつつ、業界団体に対する入札参入を呼び掛ける等、積極的に新規業者の開拓を図ることが望ましい。

(ウ) 小括

平成27年度監察では、全ての対象機関等において、競争性の拡大に努めていた。

特に、一者応札等の原因分析及び公告等期間の延長の取組については全ての対象機関等において実施していた。また、多くの対象機関等において、競争参加資格の条件緩和や随意契約が可能な金額の上限の引下げに取り組むとともに、少額随契の取りまとめについても、複数の対象機関等が取り組んでいる状況が見られた。

以上のことから、競争性の拡大に対する職員の意識や取組が更に浸透し、かつ、定着しつつあるものとして評価できる。

一方で、このような取組の多くは契約部署のみにより独自に実施されているものであり、契約部署と調達要求部署の連携・協力関係が必ずしも十分ではなく、組織全体として見れば意識の浸透が十分とまではいえない状況も見られた。

機関等は、調達要求部署も含めた職員全体の競争性拡大に対する意識を高め、これらの取組を組織的に推進することが望ましい。

イ 不正防止に向けた組織体制

(ア) 予定価格の算定と契約の分離

平成27年度監察では、ほとんどの対象機関等において、予定価格の算定と、契約方法の決定や入札等の契約事務を別の部署又は担当者に行わせている一方で、一部の対象機関等において、これらの業務を同一の職員に担当させていた。

人的制約から、業務の分掌が困難という事情もうかがわれたが、これらの業務が兼務されることにより、入札が不調とならないように予定価格を不適切に高く設定する、契約担当者が業者に予定価格を漏えいする等のリスクが高まるため、好ましいとは言えない。

人的制約がある場合には、不正防止の観点から、少なくとも案件ごとに、予定価格算定業務と契約事務の担当者を分ける等し、一連の業務を同一の職員が行わない等の改善措置を講じることが望ましい。

(イ) 監督の職務と検査の職務の兼職

予決令によれば、特別の必要がある場合を除き、監督の職務と検査の職務との兼職は禁止されている。

平成27年度監察では、確認した対象機関等において、監督の職務と検査の職務を分離し、相互けん制を図って、契約の適正な履行の確保を図っていた。

(ウ) 指名随契審査会等

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 全ての対象機関等において、指名競争入札や随意契約を行おうとする案件に関し、契約方式、仕様書等の適否の検討を目的とする会議形式の指名随契審査会等（以下「審査会等」という。）を

実施し、審査会等における検討状況について事後的に検証できるよう、審議の内容も記録していた。

- 一部の対象機関等において、審査会等の対象とならない調達案件についても、業者選定の適否等に関して関係部署内等で審査を実施していた。

一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、持ち回り形式による審査会等の審議内容が記録されていなかった。
- 一部の対象機関等において、調達等関係職員のみで審査会等が構成され、第三者的立場の者による客観的視点を取り入れていなかった。
- ある対象機関等において、第三者的立場の常任委員が不在であるにもかかわらず、関係規則上求められている代理人を立てずに審査会等を開催していた。

審査会等が形骸化すれば、競争性のない契約方式が安易に採用される、競争性を阻害する内容が含まれる仕様書がそのまま使用される等のおそれがあることから、機関等は、実質的な審議を行い、その実効性を高めることが望ましい。

また、競争性、公正性を確保するため、審査会等に調達等関係職員以外の者を含める等により、第三者的立場の者による客観的視点を取り入れるとともに、審議内容を事後的に検証できるよう、議事を詳細に記録することが望ましい。

(エ) 仕様書等の点検体制等

a 仕様書等の点検体制

(a) 機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領

「機能性能仕様書及びカタログ仕様書の記載要領について（通知）」（経装第14440号。22.11.22。以下「カタログ仕様書通知」という。）によれば、カタログ仕様書には、カタログ製品名を複数記載し、カタログ製品名の後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載し、特定の製品名を記載する場合には、製品指定理由書又は調査結果報告書（以下「製品指定理由書等」という。）を作成することとされている。

このような、カタログ仕様書通知の趣旨からすれば、調達要求書の規格欄の記載をもって仕様書に代える場合であっても、同様に、「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載する、又は製品指定理由書等を作成することとなる。

平成27年度監察では、ほとんどの対象機関等において、カタ

ログ仕様書通知に基づき、業務を実施していた。ある対象機関等において、調達要求部署が、調達要求書及び仕様書作成の基となる資料又は調達要求書自体について、契約部署に提出する前後のいずれかの段階で、知見のある別の部署により内容を審査する体制を確立していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、カタログ仕様書による調達に関し、仕様書等の規格欄にカタログ製品名を1種類しか記載せず、かつ、製品指定理由書等の作成漏れがあった。
- ある対象機関等において、上級機関等がカタログ仕様書通知を配布していなかったため、一部のカタログ仕様書にカタログ製品名を複数記載せず、製品指定理由書等も作成していなかった。

調達要求部署及び契約部署は、特に、カタログ仕様書について、カタログ製品名が複数記載され、その後に「又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）」と記載されているか、また、特定の製品が指定されている場合には、合理的な理由等を示した製品指定理由書等が作成されているかについて確認する必要がある。

なお、上級機関等は、カタログ仕様書通知の配布が必要な機関等を確認した上で、該当する機関等に適切な方法で配布する必要がある。

- (b) 物品・役務等調達関係チェックシート（以下「チェックシート」という。）を使用した点検

「入札状況に係る報告等に関する措置について（通知）」（防経装第6187号。23.5.17※）（以下「入札状況報告」という。）によれば、調達要求部署及び予定価格算定・契約部署は、一定の要件を満たす案件について、チェックシートを用いて点検を行うこととされている。

平成27年度監察では、カタログ仕様書へのカタログ製品名の複数記載、1企業の1製品を指定した場合の製品指定理由書等の作成に関するチェック項目等が設けられ、全ての対象機関等において、チェックシートを用いた点検に取り組んでいた。

しかしながら、次のような、点検の形骸化がうかがわれる事例が見られた。

- 半数の対象機関等において、チェックシートの作成又は記載漏れや誤記入のある案件があった。
- 一部の対象機関等において、仕様書や調達要求書の規格欄

にカタログ製品名を複数記載しておらず、かつ、製品指定理由書等を作成していないにもかかわらず、チェックシートによる点検ではこれらが看過されていた。

- ある対象機関等において、チェックシートによる点検の対象となっていない工事等の案件に関しても、仕様書が競争を事実上制限するような内容となっていないかについて、十分な点検が求められているにもかかわらず、仕様書の内容に関する専門的知識がない等の理由により、契約部署による仕様書の点検や、調達要求部署に対する指導が不十分な状況が見られた。

調達要求部署及び予定価格算定・契約部署は、チェックシートを用いた点検を形骸化させることなく、仕様書の記載に競争性確保の観点から問題がないか等について、十分な点検する必要がある。この際、仕様書の内容が専門的である等、契約部署において仕様書を点検することが困難な場合には、審査会等を利用することも一案である。

※ 「入札状況に係る報告等に関する措置について(通知)」(装管調第115号。27.10.1)が新たに発簡されている。

(C) その他

平成27年度監察では、ある対象機関等において、調達要求内容の一部が仕様書に記載されていなかった入札案件が見られた。

調達要求部署及び予定価格算定・契約部署は、仕様書の点検に際し、相互に連携して、調達要求内容が仕様書に漏れなく記載されているかについて十分に確認し、入札業者との間で調達要求内容に齟齬が生じることがないようにする必要がある。

b 防衛省仕様書等のホームページ掲載

「防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について(通知)」(経装第6189号。23.5.17※)によれば、競争性の拡大及び公正性・透明性の向上を図るため、入札公告をホームページ上に掲載する際、併せて防衛省仕様書等も掲載するよう努めることとされている。

平成27年度監察では、全ての対象機関等において、不開示情報を除き、防衛省仕様書等を適切にホームページ上に掲載していた。

※ 「防衛省仕様書等のホームページ掲載基準について(通知)」(装装制第101号。27.10.1)が新たに発簡されている。

(オ) 3年以上補職替え等のない調達等関係職員

「調達等関係業務及び補助金等関係業務に従事している職員の補職

替え等について（通達）」（防人1第262号。14.1.17。以下「補職替え通達」という。）によれば、業者との癒着防止のため、調達等関係職員については3年未満で補職替え又は配置替え（以下「補職替え等」という。）をすることとされている。また、補職替え等の困難な職員については、その理由等について、上級機関等に報告しなければならないとされている。

平成27年度監察では、ある対象機関等において、調達等関係職員を漏れなく管理するために、調達等関係職員名簿を作成するとともに、調達等関係職員に指定された職員に対し調達等関係職員としての自覚を促すため、同名簿に自ら押印させていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、上級機関等から発せられた文書が当該対象機関等内の必要な部署に配布されておらず、上級機関等に対する補職替え等の困難な職員についての報告が行われていなかった。
- ある対象機関等において、本来調達等関係職員とすべき職員を調達等関係職員として指定していない、又は器材修理役務の調達等において、当該器材等を管理する部署の担当者が検査官等に任命されていなかった。
- 法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施したある対象機関等において、検査官等に任命されていない職員が検査等を実施していた。

これらの不適切な管理が行われている原因としては、①人事担当者、調達等関係職員及びその管理者が、業者との癒着等により入札談合等に関わるリスクについて、十分認識していないこと、②補職替え通達、「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領について（通達）」（防経装第8303号。19.8.30）及び「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（通知）」（防経装第3118号。26.3.14※）（以下、両者を合わせて「対応要領」という。）に定める調達等関係職員に該当する職員に対し、自らが当該関係職員であると自覚させていないこと、③対象機関等内で上記文書が必要な部署に配布されていないこと等が考えられる。

人事担当者、調達等関係職員及びその管理者は、調達業務に携わる職員が、業者との癒着等により、入札談合に関わるリスクについて、十分認識する必要がある。

また、人事担当者は、いかなる業務に従事する職員が調達等関係職員に該当するのか十分理解の上、各部署と連携して調達等関係職員を漏れなく把握するとともに、管理者は当該職員に対して自己の職責を認識させる必要がある。

なお、上級機関等から発せられた文書については、必要な部署にくまなく配布し、周知徹底することも重要である。

※ 「調達等関係業務に従事している職員が防衛省の退職者を含む業界関係者等と接触する場合における対応要領の細部事項について（通知）」（装管調第89号。27.10.1）が新たに発簡されている。

(カ) 会計監査機能

平成27年度監察では、組織内部に会計監査機能を有する対象機関等においては、自ら会計監査を実施し、会計監査機能を有しない対象機関等においては、上級機関等による会計監査を受査することで、全ての対象機関等において、会計監査が行われていた。

しかしながら、ある対象機関等において、監査を実施又は受査しているにもかかわらず、3年以上補職替え等のない調達等関係職員に関する報告が未実施である等の不具合が看過されていた。

会計監査機関等は、会計監査の実施に当たっては、各年度で定められた会計監査の重点項目に基づき、できる限り直接的な証拠を確認する等して問題点を看過しないよう努める必要がある。

(キ) 小括

平成27年度監察では、全ての対象機関等において、会議形式による審査会等での実質的審議や審議内容の記録化、防衛省仕様書等のホームページ上への掲載が適切に行われており、これらの施策が浸透しつつある状況が見られた。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、カタログ仕様書にカタログ製品名が複数記載されておらず、製品指定理由書等も作成漏れがあった。さらに、半数の対象機関等においてそれらを点検するチェックシートの作成又は記載漏れや誤記入があった。
- ある対象機関等において、本来調達等関係職員として管理されるべき職員を調達等関係職員として指定していない又は調達等関係職員として当該職員が認識していなかった。

このため、機関等は、カタログ仕様書通知及び入札状況報告に基づき、適正に業務を実施するとともに、調達等関係職員に該当する職員を漏れなく指定し、当該職員に調達等関係職員として認識させる等、不正防止に向けた組織体制の強化を図る必要がある。

ウ 業界関係者等との対応

(ア) 情報保全措置等

対応要領によれば、業界関係者等と接触を行う場合、庁舎内にある場合は、会議室等執務室以外の区画で行わなければならない、やむを得ず執務室で接触する必要がある場合には、適切な情報保全措置が施された場所で行わなければならないとされている。

平成27年度監察では、ほとんどの対象機関等において、会議室等執務室以外の場所やパーティションにより区画された執務室内に面談場所を設置する等、何らかの情報保全措置を施した場所において業界関係者等との対応を行っていた。

また、推奨される取組として、ある対象機関等において、入口に立入制限の表示をし、業界関係者等の執務室の出入りを防止するとともに、職員が業界関係者等に同伴し、執務室の入口付近から対応場所まで案内していた。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象機関等内の一部の部署において、対応場所がパーティションで複数に区画されているものの、複数組の業界関係者等が同時に対応場所に立ち入ることが可能で、遮へい措置が不十分なために区画内での話し声が区画外に漏れ聞こえる、執務室入口に設置した名刺置き内の名刺が外部から見える状態になっている等の情報保全措置が不十分な状況であった。
- ある対象機関等において、執務室内にある業界関係者等との対応場所から、職員の机上の書類及びPC画面等が視認できる状況であった。
- 法令遵守の意識・態勢に係る監察を実施した一部の対象機関等において、パーティションで区画する等の情報保全措置を施していない場所で業界関係者等と対応している等の状況が見られた。

機関等は、業界関係者等との接触場所における情報保全措置が適切に施されているかについて再度確認し、問題があれば速やかに改善する必要がある。併せて、各職員に対し、業界関係者等との接触場所に係る対応要領を正確に理解させる必要がある。

(イ) 接触状況

対応要領によれば、業界関係者等との接触に当たっては、原則として複数の職員で行い、簡易な内容確認を伴う書類等の受渡しを行う場合等であって、やむを得ない事情がある場合に限り、職務上の上級者の了解を得て単独で対応することができるとされている。

平成27年度監察では、全ての対象機関等において、対応要領のと

おり、複数の職員による業界関係者等との対応を行っていた上、複数の対象機関等において、業界関係者等との接触要領等を定めた文書を発簡する、業界関係者等と接触する際の職員側の注意事項をまとめた資料を作成する等していた。

しかしながら、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 半数の対象機関等内の一部の部署において、対応要領の理解不十分から、単独で業界関係者等に対応をしていた。

○ ある対象機関等において、本来調達等関係職員たるべき職員が調達等関係職員に指定されていなかったため、業界関係者等に対し、対応要領に基づいた対応をしていなかった。

機関等は、調達等関係職員たるべき職員を確実に調達等関係職員に指定して管理するとともに、各職員が対応要領に従って業界関係者等への対応をしているかについて確認する必要がある。

(ウ) 防衛省の退職者の確認

対応要領によれば、調達等関係職員は、接触する業界関係者等が防衛省の退職者か否かについての確認（以下「退職者確認」という。）を行う必要があるとされている。

これを踏まえ、平成27年度監察では、一部の対象機関等において、業界関係者等との接触要領等を定めた文書を発簡し、その中で退職者確認欄を設けた一件一葉式の来訪記録簿を備え付け、同記録簿を業界関係者等に記入させることで、退職者確認をスムーズに行うことができるよう、工夫をしていた。

しかしながら、一部の対象機関等において、管理者を含む多くの職員が退職者確認が必要であることを知らず、退職者確認を行っていない、退職者確認を行っているものの、取組が一部の部署に限定されており、十分な退職者確認を行っていない等の状況が見られた。

機関等は、各職員に対し、対応要領に従って退職者確認を確実に実施するよう、引き続き教育する必要がある。

(エ) 来訪記録簿の作成

来訪記録簿については、業界関係者等との対応状況等を、事後的に検証し、公正性・透明性を担保する観点から、作成が望ましい。

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

○ ほとんどの対象機関等において、退職者確認欄を設けた一件一葉式の来訪記録簿を備え付け、退職者確認を含め、業界関係者等との接触状況の記録に努めていた。

○ 一部の対象機関等において、文書を発簡して来訪記録簿の様式を統一していた。また、ある対象機関等において、来訪記録簿に

業界関係者等に対する注意事項を記載して注意喚起を図っていた。一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、来訪記録簿が全く作成されていなかった。
- 半数の対象機関等において、接触した職員名及び来訪した会社名の記載漏れや官側の対応者の記入欄がない又はあっても無記入や単独職員名のみの記載である等、来訪記録簿への記入が不十分であった。
- 一部の対象機関等において、来訪した業界関係者等に一件一葉式の来訪記録簿に記載させ、その記載内容を担当職員が一覧様式の別の用紙に転記後、記載させた来訪記録簿を廃棄していることから、じ後に対応状況の確認が困難になっていた。
- ある対象機関等において、管理者が来訪記録簿を確認したことを証明する記録がなされていない又は管理者が記載内容に関する指導及び確認を十分に行っていないかった。

機関等は、業界関係者等と接触する可能性のある全ての部署において、様式を統一した一件一葉式の来訪記録簿を備え付け、来訪した業界関係者等に直接記載させて接触状況を記録するとともに、来訪者が他者に把握されないように適切に管理することが望ましい。

また、管理者は、来訪記録簿を定期的に確認し、対応要領に反する可能性がある場合には指導を行うことが望ましい。

(オ) 働きかけを受けた場合の対応

対応要領によれば、調達等関係職員は、法令等に違反する行為を受けた場合や職務上非公開とすべき情報の公開等を求められる等の働きかけを受けた場合、働きかけを拒否し、直ちに接触を中止するとともに、速やかに「業界関係者等からの働きかけに関する報告書」（以下「報告書」という。）を作成することとされている。

平成27年度監察では、全ての対象機関等において、働きかけを受けたことがなかったことから、報告書の作成実績はなかった。

しかしながら、ある対象機関等において、働きかけに該当する行為の具体的内容、働きかけを受けた場合に、直ちに接触を中止することや報告書を作成することを知らない職員が確認されたことから、業界関係者等から働きかけがあった場合でも、報告書の作成を含め、適切な対応がなされないおそれがある。

機関等は、働きかけに該当する行為の具体的内容や働きかけを受けた場合の対応について、引き続き教育を行い、周知徹底する必要がある。

(カ) 対応要領の掲示

対応要領の掲示は、業界関係者等に対して注意喚起し、働きかけを抑止するとともに、職員に対しても対応要領を周知する上で効果的手段である。

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 複数の対象機関等において、業界関係者等との対応に関し、職員と接触できる場所が制限されていることや職員との単独接触が禁止されていること等を記載した文書を掲示していた。
- ある対象機関等において、職員側の注意事項については業界関係者等側の目に触れることのない場所に掲示する等の配慮をしていた。

しかしながら、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、対応要領の掲示を全く行っていない又は掲示を行っていても一部の部署のみであった。
- 一部の対象機関等において、対応要領を職員が認識しやすい場所に掲示していない、あるいは、改正前の対応要領を掲示している等の状況が見られた。

機関等は、最新の対応要領を掲示し、業界関係者等に対して注意喚起するとともに、職員への対応要領の周知に活用することが望ましい。

(キ) 小括

平成27年度監察では、平成26年度報告で指摘した事項に関し、改善はなされているものの、依然として、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象機関等内の一部の部署において、業界関係者等と接触を行う場合の情報保全措置が不十分であった。
- 半数の対象機関等内の一部の部署において、対応要領の要件を満たさずに単独接触していた。

また、上記以外にも、業界関係者等からの働きかけへの対応について、理解が不十分な職員が確認されたことから、適切に対応がなされないおそれがあり、注意が必要である。

以上のような状況を踏まえ、機関等は、引き続き、業界関係者等との対応について、より一層の問題意識を持って、職員に対する教育を実施し、改善へ取り組む必要がある。

エ 契約事務手続の実施状況等

(ア) 契約事務手続

平成27年度監察では、契約事務手続に関し、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、「輸入品の売買契約に係る調査及び確認について（通知）」（経装第12947号。19.12.28※）に基づき、輸入品の調達に係る外国製造業者に対する見積書の真正性についての確認は実施していたが、平成26年度以前の真正性を確認した書類の作成年月日が不明なものがあった。
- ある対象機関等において、「契約の相手方が提出等する資料の信頼性確保のための施策について（通達）」（防経装第4627号。25.3.29）に基づき、一般競争から随意契約に移行した場合に作成することになっている商議記録を作成していなかった。
- ある対象機関等において、競争入札から随意契約に移行した際、契約担当官等は契約担当者に対し、移行する判断の委任を口頭で行うのみで、委任された事実や判断基準等の書面が未作成であったため、委任された事実等の確認ができない状況であった。

機関等は、調達の公正性、適正性を確保するため、関係規則に定められた書類作成等を確実に行う必要がある。

また、競争入札から随意契約に移行する際の委任行為については、委任の事実等を記録しておくことが望ましい。

※ 「輸入品の調達に係る実施事項について（通知）」（装管調第3709号。27.12.9）が新たに発簡されている。

(イ) 調達要求書等の保管

平成27年度監察では、推奨される取組として、一部の対象機関等において、予定価格を推測できる予算額が記載されている調達要求書等を鍵のかかる書庫等に保管し、予定価格漏えい防止に努めていた。

一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- ほとんどの対象機関等において、調達要求書等を鍵のかからない書庫等に保管していた。
- 一部の対象機関等において、調達要求関係のデータを部署内の誰でも閲覧できる共有フォルダにパスワードを設定せずに保管していた。

機関等は、調達要求書等について、予定価格漏えい防止の観点から、外部から視認することができない鍵のかかる書庫等に保管し、そのデータについてもパスワードを設定する等、当該調達に関係する職員以外の者が容易に閲覧できないよう適切に管理することが望ましい。

(ウ) 仕様書の配布

仕様書を入手した業者が互いに認識しにくいよう、仕様書を個別に交付することは、入札談合防止のための有効な施策である。

平成27年度監察では、推奨される取組として、全ての対象機関等

において、仕様書を配布する際、業界関係者等に当該対象機関等のホームページ等から直接ダウンロードさせる、直接受領に来た場合には、一件一葉式の申込用紙に記入させた上で手交する等、業者が互いを認識しにくい方法で仕様書を配布していた。

(エ) 予定価格

a 予定価格の算定

平成27年度監察では、多くの対象機関等において、業者からの見積書の徴取だけでなく、インターネット等により最新の市場価格を調査し、複数年度にわたる実績価格と比較して最も安い価格を採用する等、適正に予定価格を算定している状況が見られた。

一方で、改善すべき事例として、一部の対象機関等において、消耗品等の購入について、カタログ価格等と比較ができるにもかかわらず、複数の業者から見積書を徴取し、それらの見積金額を比較するのみで予定価格を算定していた。

機関等は、複数の業者からの見積書の徴取、実例価格調査、近傍機関等との情報交換やインターネット等を利用した市場調査や市場調査によって得られた市場価格に基づく適正な値引率の算定及びその率の見直し等、多面的な情報の取得及び検討に基づき、適正に予定価格を算定するとともに、業者に予定価格を容易に類推されないように努める必要がある。

b 予定価格等の取扱い

平成27年度監察では、ほとんどの対象機関等において、予定価格を推測できる積算価格や計算価格等が記載された資料や予定価格調書（以下「予定価格調書等」という。）を鍵のかかる書庫等に保管するとともに、そのデータについても、担当者以外の者が閲覧できないよう適切に管理し、漏えい防止に努めていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 一部の対象機関等において、予定価格調書等を鍵のかからない書庫等に保管していた。

○ 一部の対象機関等において、予定価格調書等のデータを部署内の誰でも閲覧できる共有フォルダにパスワードを設定せずに保管していた。

機関等は、予定価格漏えい防止のため、予定価格調書等を鍵のかかる書庫等に保管するとともに、それらの電子データにパスワードを設定する等して知り得る者を限定する必要がある。

(オ) 入札

a 入札室への入室

平成27年度監察では、多くの対象機関等において、入札開始前に入札室を解錠した後、入札開始までの間、職員立会いのもと、入札参加者を入札室に待機させていた。

しかしながら、一部の対象機関等において、入札開始までの間、職員の立会いなしに、業者だけを入札室に待機させていた。このような状況は、入札直前に業者間の話合いが可能となるため、入札談合防止の観点から好ましいとは言えない。

機関等は、業者のみを入札室に待機させることのないよう、入札直前に入札室を解錠する、あるいは、解錠後入札開始まで職員を立ち合わせることが望ましい。

b 入札実施態勢

平成27年度監察では、ほとんどの対象機関等において、複数の職員を立ち合わせて入札を行っていた。その際、一部の対象機関等において、競争入札における立会い要領を規則化し、調達部署以外の職員を教育した上で、入札に立ち合わせ、入札手続の適正性及び公正性の確保に努めていた。また、ある対象機関等においては、入札の実施状況を記録するため、入札記録簿を作成していた。

このような取組は不正防止の観点から有効であり、機関等は、引き続き実施することが望ましい。

c 郵便入札

予決令の規定において、郵便入札は禁止されていない。ただし、建設工事については、「建設工事請負契約に係る一般競争入札（基準額未満型）の実施細則について（通知）」（経施第4335号。21.3.31※）により、入札書の提出は、電子入札システムにより行うか、あるいは、紙入札方式による場合には持参することにより行うものとする旨規定されており、郵便入札は認められていない。

しかしながら、平成27年度監察では、一部の対象機関等において、建設工事以外の入札についても、郵便入札を禁止していた。

上記の郵便入札を禁止する規定は、電子入札を推進している建設工事にのみ適用されるものであり、機関等は、建設工事以外の案件については、競争性拡大の観点から郵便入札を認めることが望ましい。

※ 「建設工事請負契約に係る一般競争入札の実施細則について（通知）」（防整施第6919号。28.3.31）が新たに発簡されている。

(カ) 契約に係る情報の公表

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）によれば、公共工事の発注見通しや契約の実績

等について公表することとされている。

平成27年度監察では、多くの対象機関等において、適切に公表がなされていた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

○ 「公共調達の適正化を図るための措置について（通知）」（経装第11020号。18.12.7※1）によれば、予定価格が一定金額を超える契約に係る情報について、一定期間までに公表することとされているところ、一部の対象機関等において、公表が漏れていた。

○ 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の取扱いに係る細部事項について（通知）」（装副施設計第4号。22.11.22※2）によれば、閲覧に供するために建設工事の契約に関する情報を文書閲覧窓口（情報公開室）に備え置かなければならないこととされているところ、ある対象機関等において、発注の見通しに関する事項が備え置かれていなかった。

これらの主な原因として、担当部署における公表の重要性に対する認識不足及び担当者任せによるチェック体制の機能不十分が考えられる。

このため、機関等は、部外に対する公表の重要性を認識し、教育や根拠文書の配布等による周知・徹底や担当者以外の者に、点検させるいわゆるダブルチェックを行う等して確実に公表を行う必要がある。

※1 「公共調達の適正化を図るための措置について（通知）」（装管調第107号。27.10.1）が新たに発簡されている。

※2 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同施行令の取扱いに係る細部事項について（通知）」（防整施第6939号。28.3.31）が新たに発簡されている。

(キ) 小括

仕様書配布に関し、平成27年度監察では、全ての対象機関等において、業者にホームページ等から直接ダウンロードさせる、直接受領に来た場合には一件一葉式の申込用紙に記入させた上で手交する等、業界関係者等が互いを認識しにくい方法で仕様書を配布していた。

また、入札実施態勢については、一部の対象機関等において、競争入札における立会い要領を規則化し、調達部署以外の職員を教育した上で入札に立ち合わせ、入札手続の透明性及び公正性の確保に努める等の推奨される取組を行っていた。

一方で、改善すべき事例として、ほとんどの対象機関等において、

調達要求書等の保管が不十分であった。

また、一部の対象機関等において、建設工事以外の入札でも郵便入札を認めていない等の改善を要する状況が見られた。

機関等は、契約事務手続の実施に関し、公正性、適正性を確保すべく、引き続き、各職員の意識を高め、改善に取り組む必要がある。

オ 入札過程の監視及び入札結果の検証

(ア) 入札過程の監視に係る法令等の理解度

平成27年度監察では、アンケートの結果、「公正取引委員会との入札談合に関する情報の連絡体制等について（通知）」（経施第7927号。2016.6.27※）別紙「談合情報等対応マニュアル」（以下、「談合情報マニュアル」という。）の存在を知らない又は聞いたことがあるかも知れない程度である旨回答した職員が平成26年度は平均19パーセントだったところ、平成27年度は平均9パーセントに減少し、職員の理解度は広がっている状況が見られた。

また、一部の対象機関等において、執務室に談合情報マニュアルに関する掲示を行い、職員及び部外者に対する注意喚起を図っていた。

一方で、一部の対象機関等において、談合情報マニュアルの存在を知っていても、談合情報を得た場合の対応を知らない者や公益通報者保護制度と混同している者がおり、依然として談合情報マニュアルの理解が不十分な状況が見られた。

このように、各職員への周知が十分でない場合、談合情報が得られても、談合情報マニュアルに従った処置が適切に採られないおそれがあるため、機関等は、引き続き教育を実施し、周知を図ることが必要である。

※ 「工事等に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（装整施第15572号。27.10.1）及び「物品等の入札又は契約に係る談合情報等対応マニュアルについて（通知）」（装管調第116号。27.10.1）が新たに発簡されている。

(イ) 入札結果の事後的検証

21年度大臣指示において、各調達機関等自らが入札結果の検証態勢の強化を図るよう示されている。

平成27年度監察では、入札結果の事後的検証についての調査を行った結果、ほとんどの対象機関等において、独自の事後的検証が行われていた。

そのうち、半数の対象機関等においては、全ての一般競争入札案件を対象に事後的検証を行っていた。

また、次のような推奨される取組が見られた。

○ ある対象機関等において、平成26年度以降、職員が開発した

入札検証ツール（落札率、入札順位の変動、応札の状況、複数年度にわたる類似案件の入札状況の比較、落札業者と他の業者との談合の兆候分析等ができ、既存のシステムのデータも活用可能）を使用し、全ての一般競争入札案件を対象に、多角的視点からの事後的検証を行っていた。

- ある対象機関等において、事後的検証委員会を年1回開催して数種の品目について検証するとともに、調達部署において、入札結果分析検討会を月1回開催し、前月分の契約案件全てを対象とした検証を実施していた。

一方で、依然として次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 多くの対象機関等において、糧食品等の単価契約についての検証がなされていない等、検証対象の案件について拡大の余地がある、落札金額のシェア率等の検証項目が抜けている、複数年度にわたる検証を行っていない等、事後的検証が不十分であった。
- ある対象機関等において、入札監視委員会による事後的検証は行われているものの、機関等独自の検証は行っていなかった。
- ほとんどの対象機関等において、調達要求部署と十分に連携して分析が行われていなかった。

このように、多くの対象機関等において、事後的検証が実施されているものの、更に取り組むべき余地がある状況が見られた。

機関等は、契約部署と調達要求部署との連携を図り、引き続き、事後的検証の重要性、検証要領等を職員に教育するとともに、複数年度にわたるデータを用いる、分析の対象や項目を拡大する等、実効性のある事後的検証を実施した上で、その結果を記録し、談合が疑われる案件を発見した場合には、公正取引委員会に通知する必要がある。

この際、現場の機関等が効率的かつ効果的な検証を行えるよう、上級機関等が、検証の実施状況や内容を把握し、じ後の教育・指導等に反映させることが望ましい。

また、入札検証ツールや具体的な検証要領等について、各機関等相互に情報を共有する等、緊密に連携することが望ましい。

(ウ) 入札状況の報告

平成27年度監察では、複数の対象機関等において、入札状況報告に基づく予定価格と落札価格が同価の入札案件及び契約金額が500万円を超える入札案件についての報告が適正に行われていない、あるいは記載要領の誤解等に基づく内容の不備が数件ある状況が見られた。

機関等は、調達の公正性、適正性を確保するため、入札状況報告に

定められた報告内容を正確かつ漏れなく報告する必要がある。

(エ) 入札談合情報の取扱い等

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、入札談合が疑われると判断した案件について、公正取引委員会に適切に通知を行っていた。
- ある対象機関等において、談合情報及び談合疑義事実に関する審議の公正性を担保するため、参加範囲を分任物品管理官を除く必要最小限の職員で審議を行う等、入札談合審査会を厳正に運営していた。

もつとも、前述したとおり、全ての対象機関等において、談合情報マニュアルの理解が不十分な職員が見られたほか、多くの対象機関等において、事後的検証について更に取り組むべき余地がある状況が見られた。

機関等は、談合情報を得た場合に適切な対応が採られるよう、また、談合が疑われる案件を看過することのないよう、更には、契約部署のみならず、調達要求部署の職員も含めて、談合情報マニュアル及び公益通報者保護制度を十分理解させるとともに、事後的検証の実効性を向上させる必要がある。

(オ) 小括

以上のとおり、平成27年度では、全ての対象機関等において、21年度大臣指示を受けて入札結果の事後的検証を行っていた。また、一部の対象機関等において、全ての一般競争入札案件を対象に検証を行う、ある対象機関等において、年1回の事後的検証委員会及び月1回の入札結果分析検討会をそれぞれ開催して検証を実施する、入札検証ツールを開発して効果的かつ効率的な検証を実施する等、推奨される取組を実施していた状況も見られ、入札結果の事後的検証に対する職員の意識と取組が更に浸透し、定着しつつあるものとして評価できる。

一方で、事後的検証について、更に取り組むべき余地がある状況が多くの対象機関等において見られたことから、機関等は、契約部署と調達要求部署との連携を図り、引き続き、事後的検証の重要性、検証要領等を職員に教育し、事後的検証の実効性を向上させる必要がある。

また、複数の対象機関等において、いまだ談合情報マニュアル及び公益通報者保護制度の理解度が不十分な状況が見られたことから、教育方法等について改善の上、引き続き周知徹底を図る必要がある。

(2) 教育の実施状況及び法令等の理解度

ア 教育の実施状況等

平成27年度監察では、「入札談合防止に関するマニュアルの制定並びに入札談合関連法令等の遵守及びその知識の習得に関する教育の実施について（通達）」（防経装第6186号。23.5.17。以下「教育実施通達」という。）を踏まえ、複数の対象機関等において、業務計画を策定又は規則化した上で、計画的に、調達等関係職員を対象とする入札談合防止教育を行っていた。

また、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、職員に毎年定期的に公正取引委員会による教育を受講させていた。
- ある対象機関等において、機関等内のLAN上に教育資料を掲示していた。
- ある対象機関等において、会報にワンポイントレッスンを掲載していた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 半数の対象機関等において、教育資料に第1補給処事案等過去の事案の概要、談合情報の通報要領、対応要領や公益通報者保護制度に関する項目が含まれていなかった。
- 一部の対象機関等において、教育対象者を一部の調達等関係職員に限定していた。
- 一部の対象機関等において、教育実施通達に基づき、教育を実施しなければならないことを知らない職員がいた。
- 一部の対象機関等において、新着任者に対する教育及び教育受講者を把握した上での教育未受講者に対する再度の教育が実施されておらず、未受講者に対して資料配布のみであった。

このような状況から、調達等関係職員全員に漏れなく周知徹底が図られているとは言い難い状況が見られた。

機関等は、引き続き、計画的・定期的に教育を実施するほか、新着任者教育及びその他の年次教育等に入札談合防止に関する内容を取り入れ、その充実を図るとともに、教育受講者を把握して教育未受講者に対する再度の教育及び理解度を確認する等し、全ての調達等関係職員に、入札談合防止に関する法令・関係規則や諸施策を体系的に理解させる必要がある。

その際、業務、職務に応じて必要とされる知識には差異があることから、教育対象ごとに教育内容を適切に設定する等して各職員が必要な教育を効率的に受けられるよう工夫することが望ましい。

教育の内容については、単に入札談合の概論や法令等の紹介にとどま

らず、防衛省の通達等の内容や、それらが実務上どのような場面で入札談合と関わってくるのか等について触れるとともに、談合が生起する要因、談合に関与した場合に課される処分・処罰等について、防衛省はもとより、他機関や他省庁で生起した具体的事例を交える等、業務に即した内容とすることが重要である。

さらに、教育後のテストや教育実施記録の作成を通じて、職員の理解度を把握し、教育効果の分析を行いつつ教育の改善を図る、公正取引委員会等部外からの教育を利用することにより職員の意識の変革を図る等、効果的な教育となるよう創意工夫に努め、入札談合防止に関する知識及び意識を着実に高めることが望ましい。

イ 法令等の理解度

平成27年度監察では、全ての対象機関等において、入札談合防止に関する教育が実施されていたものの、依然として、ほとんどの対象機関等において、管理者を含め、法令等（入札談合等関与行為の4類型、対応要領等）の理解が不十分であるため、職員の理解度が高いとは言い難い状況であった。

機関等は、各職員に、教育内容を理解する必要性を認識させるとともに、理解度の低い内容について再度の教育を実施して知識の底上げを図る等の工夫を行う必要がある。

また、管理者は、教育等を担当者任せにすることなく、自らも正しいリスク認識と警戒心を持ち、職員が知識や意識の不足によって法令に違反することがないように、確実に職員を管理することが必要である。

ウ 小括

以上のとおり、平成27年度監察では、全ての対象機関等において、計画的に教育を実施していた。特に複数の対象機関等において、業務計画を策定する又は規則化した上で、入札談合防止教育を行っていた。

一方で、依然として、入札談合防止関連の法令等に対する職員の理解度が十分とは言い難い状況も見られた。

これは、受講者の把握及び未受講者に対する再度の教育、職員の理解度の把握及びじ後の教育への反映を行っていない教育側と、特に調達要求部署の職員に見られるように、競争性の拡大や入札談合は自分とは余り関係がないとの誤った認識を持っている職員側との双方に原因があると考えられる。

管理者は、引き続き、職員に漏れなく教育を受けさせるとともに、教育後はその理解度を確認する等、担当者任せにすることなく、指導・監督を行い、職員の理解度の向上を図る必要がある。

(3) 入札談合の防止に対する職員の意識

平成27年度監察では、アンケートの結果、平均95パーセントの職員が入札談合防止に対する意識が「高い」又は「どちらかと言えば高い」と回答している。

その一方で、実地監察時における面談では、依然として、全ての対象機関等において、入札談合防止関連の法令等の理解度が低い又は同法令等を混同している職員が一部見られた。

機関等は、入札談合を防止するため、契約及び調達要求部署の職員はもとより、陸上自衛隊新多用途ヘリコプターの開発事業の企業選定に関する談合事案（以下「UH-X事案」という。）を受けて新たに調達等関係職員に加えられた研究開発等業務に従事する職員に対しても、それぞれ正しいリスク認識と警戒心を持たせ、法令及び対応要領等の関係規則等を十分理解させ、これらを遵守させることが重要である。

この際、各職員は、官製談合はもちろんのこと、民間事業者間の談合についても、その防止に努めなければならないことを十分認識する必要がある。

また、一部の対象機関等において、UH-X事案等、過去の入札談合事案が教育内容に含まれていない等、当事者意識の低下が懸念されることから、機関等は、教育実施通達別冊「入札談合の防止のためマニュアル」及び「調達等関係業務に従事している職員に対する教育の実施について（通知）」（防経装第3119号。26.3.14）別冊「研究開発等において留意すべき事項のマニュアル」（以下、両者を合わせて「入札談合防止マニュアル」という。）等を活用しつつ、過去の事案に学ぶことで、当事者意識を高めさせるとともに、調達等関係職員以外の職員についても、入札談合に全く無関係とまではいえないため、入札談合防止マニュアルを確認させる必要がある。

さらに、管理者は、担当者任せにすることなく、自らも正しいリスク認識と警戒心を持ち、職員が知識や意識の不足によって法令等に違反することがないように、確実に職員を管理することが必要である。

(4) 年度末の予算執行

23年度大臣指示において、年度末に残予算の執行を過度に追求しようとするあまり調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行を行うことを厳に慎むよう示されている。

平成27年度監察では、全ての対象機関等においても、調達の公正性を歪めかねないような無理な予算執行（以下、このような調達を「ゼロ調整」という。）が疑われる案件は見られなかった。

このような状況から、ゼロ調整防止の意義について、多くの機関等及びその職員に浸透しているものと考えられる。

機関等は、契約を通じて特定の業者との関係が生じれば、それが談合の温床ともなり得ることから、ゼロ調整防止の意義を認識させ、適正な予算執行に努める必要がある。

4 その他

平成27年度監察では、ある対象機関等において、不自然さが認められた入札案件に関し、検証を実施した上で、公正取引委員会に対して、新たに1件※の通報がなされていた。

※ 当該1件のほか、平成26年度監察において機関等に検証を依頼し、平成27年度に通報がなされた案件1件がある。

第3 法令遵守の意識・態勢

1 概要

平成27年度は、不祥事や事故の要因となり得る組織管理上の問題点の有無の解明に資するため、平成26年度に引き続き、職務上の事故の防止態勢その他の法令遵守の意識・態勢について監察を実施した。

また、護衛艦「たちかぜ」乗員の自殺事案（以下「たちかぜ事案」という。）に係る東京高等裁判所の判決を重く受け止め、このような事案の再発を防止する観点から、「コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置の徹底について（通達）（防官文第6443号。26.5.8）」により、一層の徹底を図ることとされた措置の実施状況についても、平成26年度に引き続き監察を実施した。

2 監察の概要

(1) 基本的考え方

平成26年度までの定期防衛監察結果等を踏まえつつ、防衛監察監が選定した対象機関等に対し、情報漏えい等の未然防止（秘密保全・情報保証）、武器・弾薬の管理、文書管理、個人情報保護の状況、パワー・ハラスメント防止、セクシュアル・ハラスメント防止等の観点から調査及び検査を行った。

(2) 実地監察の概要

ア 対象機関等

別紙第3のとおりである。

イ 内容

現場等の確認及び職員との面談を行った。

ウ 延べ日数・人数

監察に充てた延べ日数は224日、面談対象者の延べ人数は2,223名である。

3 監察の結果

平成27年度監察の結果、法令遵守に関する各種施策について、全般的に積極的な取組が行われている一方、法令遵守に関する教育、管理者等の意識、点検・検査等については、引き続き多くの改善すべき状況が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、防衛省・自衛隊における法令遵守の重要性について引き続き周知に努めるとともに、全省的な取組をより一層活性化させることが望ましい。

以下、監察結果の細部を述べる。

(1) 全般

ア 法令遵守に関する各種施策の実施

防衛省・自衛隊では、組織の精強性や国民からの信頼性の維持・向上の観点から、日々、職員一人一人が法令等を遵守することや社会のルールから逸脱しないよう行動することが必要であり、そのような行動を確保するためにも、法令遵守に関する各種施策に取り組むことが期待されている。

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 複数の対象機関等において、法令遵守の意識・態勢の強化を目的として、独自に服務委員会等の設置やコンプライアンス週間の設定等を行っていた。
- 一部の対象機関等において、掲示板に、法令遵守の各分野に係るポイントとなる事項を記載した教育資料や各種相談窓口等を記載した資料を掲示していた。
- 一部の対象機関等において、関係規則や注意すべき事項等を取りまとめた小冊子を独自に作成し、職員に配布していた。
- ある対象機関等において、セクシュアル・ハラスメント相談員、部隊相談員、メンタルヘルス相談窓口、公益通報窓口等を記載したカードを作成し、職員に配布していた。

一方で、次のような改善することが望ましい事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、関係規則を確認せず、前例踏襲で業務を実施する風土・慣習が依然として存在した。
- ある対象機関等において、業務多忙等を理由に、法令遵守に関する取組を後回しにする風潮があった。
- 一部の対象機関等において、監査等で指摘を受けた不具合事項に関し、隷下の機関等との間で、情報の共有及び改善に向けた取組を行っていなかった。
- 一部の対象機関等において、本来業務に専念するあまり、法令遵守に関する意識の浸透が不十分であった。

以上のとおり、積極的に法令遵守に関する各種施策に取り組んでいる対象機関等は、平成26年度報告と比較して増加している一方で、改善すべき状況が見られた対象機関等も、平成26年度報告と比較して減少しているものの、複数存在した。

内部部局及び各幕僚監部等は、更なる法令遵守の意識の高揚を目指し、防衛省・自衛隊における法令遵守に関する各種施策の重要性について周知に努めるとともに、機関等の積極的な取組を他の機関等にも紹介する等の奨励策を引き続き講じ、全省的な取組として、より一層活性化させる

ことが望ましい。

イ 教育

法令遵守に関する各種教育は、法令遵守の意識を浸透させ、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、各種教育を定期的・計画的に行い、その際、受講できない職員が極力出ないように教育回数を増やす、受講できなかった職員に対する再度の教育等を実施する等により、全職員への教育内容の定着を図っていた。
 - 複数の対象機関等において、当該分野に精通した職員が、要点を押さえた短時間の機会教育を繰り返す等、教育内容や実施要領を工夫していた。
 - 一部の対象機関等において、教育後に実施する簡易な試験等により職員の理解度を把握し、以後の指導・教育に活用していた。
- 一方で、次のような改善すべき事例が見られた。
- 一部の対象機関等において、全省的な取組である、情報セキュリティ、自衛隊員倫理、セクシュアル・ハラスメント防止等の各種強化期間において、教育が未実施である、教育資料の回覧で済ませる等、教育が低調であった。
 - 半数の対象機関等において、教育を実施しているものの、教育内容を十分理解していない職員が存在した。
 - 一部の対象機関等において、関係規則等の基本的事項について、担当者が十分に理解しないまま教育を実施していた。

以上のとおり、積極的に教育に取り組んでいる対象機関等が多く見られる一方で、改善すべき事例が見られた対象機関等も、平成26年度報告と比較して減少しているものの依然として多く存在した。

内部部局及び各幕僚監部等は、各種教育の重要性について今一度機関等に周知するとともに、職員の理解度や職責に応じた教育、過去の事例を取り入れた教育を行う等、教育内容の定着に努めるよう、引き続き指導する必要がある。

ウ 管理者等の意識

防衛省・自衛隊における法令遵守に関する各種施策を推進し、法令遵守の意識を高めていくためには、機関等の管理者や各級指揮官（この項において「管理者等」という。）が下位の者に対して範を示すとともに、適時適切な教育や指導を自ら積極的に行っていくことが肝要である。

平成27年度監察では、次のような推奨される事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、管理者等が自ら又は中心となって法令遵守に関する各種教育を実施する等、教育の徹底を図っていた。

- ある対象機関等において、管理者等が自ら各事務室等を巡回し、職員の勤務状況等を把握していた。
- 一方で、次のような改善すべき事例が見られた。
- 一部の対象機関等において、管理者等が、法令遵守における自らの役割について無自覚又は関係規則に関する知識が不十分であり、業務を部下任せにして十分に関与していなかった。
- 一部の対象機関等において、管理者等による法令遵守に関する業務指導及び点検・実行の監督等が不十分であった。
- 一部の対象機関等において、各種業務の主管部署が、十分な指導・統制を行っていなかった。

以上のとおり、一部の対象機関等においては、管理者等による積極的な取組が見られる一方で、改善すべき事例が見られた対象機関等も、平成26年度報告と比較して減少しているものの複数存在した。

内部部局及び各幕僚監部等は、管理者等が率先して法令遵守の意識高揚に向けた取組を行うよう、引き続き教育・指導を行う必要がある。

エ 点検・検査等

秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理等の各分野について、訓令等で定められた点検・検査等を確実に行うことは、不備を速やかに発見・是正し、不祥事のリスクを低減させるために、極めて重要である。

平成27年度監察では、ある対象機関等において、情報管理の包括的な事前点検の実施、要員教育等、点検・検査等に実効性を持たせるための積極的な取組が見られた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、秘に指定された文書等の保管容器の点検を、関係規則で定められたとおり実施していなかった。
- 複数の対象機関等において、情報流出事案の根絶を図るために実施すべき所持品検査等の特別検査を、関係規則で定められたとおり実施していなかった。
- 一部の対象機関等において、業務用可搬記憶媒体等の点検を、関係規則で定められたとおり実施していなかった。
- 一部の対象機関等において、各種点検等を実施していたにもかかわらず不具合が看過されていた。

以上のとおり、点検・検査等に積極的に取り組んでいる対象機関等が一部に見られるものの、改善すべき事例が数多く見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各種業務に関する点検・検査等の重要性について周知徹底し、改善を強力に推進する必要がある。

オ 関係職員の指定

秘密保全、情報保証、個人情報保護、文書管理等の行政事務に関連し、

秘密保全責任者等の関係職員が指定され、それぞれの事務を法令に従って適切に実施する責任を負っている。

平成27年度監察では、平成26年度報告と同様、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、関係職員の一部を指定していなかった。
- 一部の対象機関等において、指定条件を満たしていない職員を関係職員に指定していた。
- 一部の対象機関等において、関係職員に誤った職責を付与していた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、各行政事務の関係職員を関係規則に従って適切に指定するよう、引き続き指導する必要がある。

カ たちかぜ事案

本事案に関連して発出された前述の事務次官通達を受け、平成27年度は、平成26年度に引き続き、①コンプライアンスに関する意識の徹底、②不適切な部下の指導及び自殺事故の防止、③情報公開関係業務及び行政文書の管理の適切な実施のための措置の実施状況について監察を実施した。

その結果、ほとんどの対象機関等において、教育や指導、身上（心情）把握のための面談等が実施されている状況が見られた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、情報公開関係業務に関する教育が未実施である等、教育内容が不十分であった。
- 複数の対象機関等において、本事案が海上自衛隊で発生した特異事案であるとの意識から、本事案について関心が低い職員や、事案の概要や問題点について十分理解していない職員が、指導的立場にある職員を含め散見された。
- パワー・ハラスメントの項において詳述するとおり、ほとんどの対象機関等において、不適切な部下指導の存在を訴える職員が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、本事案が多岐にわたるコンプライアンス上の問題点を内包していること及び同種事案が他の機関等においても生じかねないことを認識させ、本事案の教訓を浸透させるよう、引き続き指導する必要がある。

(2) 秘密保全

ア 全般

防衛省・自衛隊における秘密保全は、国の安全確保並びに他国との情

報共有及び信頼関係の維持等のために必要不可欠なものである。

平成27年度監察では、一部の対象機関等において、保全意識の高揚を図るため、定期検査に併せ、職員に対して「保全テスト」を実施する等、推奨される取組が見られた。

しかしながら、以下のとおり、秘に指定された又は秘に該当する可能性のある文書、図画又は物件（以下「文書等」という。）の管理等に関し、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、集合教育、巡回指導等の機会を活用しつつ、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

イ 秘に指定された又は秘に該当する可能性のある文書等の管理

平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、秘に指定された文書等が、保管容器外の場所に保管されていた。
- ある対象機関等において、秘に該当する可能性のある文書等について、適切な取扱区分等の指定が検討されないまま保管されていた。
- 一部の対象機関等において、秘密電子計算機情報を業務用可搬記憶媒体に格納せず、作業をした業務用パソコンの内蔵ハードディスクに格納したままにしていた。
- 一部の対象機関等において、秘に指定された文書等を適切に管理するために整備することとされている簿冊等が整備されていない、管理者等による簿冊等への押印が漏れている状況が見られた。

このような状況を放置すれば、秘密情報の漏えい等の重大な事態にもつながりかねないことから、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、秘に該当する文書等の管理をより厳格に行うよう、引き続き指導し、速やかに改善させる必要がある。

ウ 秘に指定された文書等の保管容器

秘に指定された文書等は、関係規則に定められた基準に合致した保管容器に格納し、厳重に管理することが必要である。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、文字盤かぎがない等、関係規則に合致しない保管容器を使用していた。
- 一部の対象機関等において、秘に指定された文書等を保管している容器の文字盤かぎの組合せを関係規則の定める時期に変更していない、文字盤かぎの組合せの変更期日を記録する簿冊に不正確な記載をしている等の状況が見られた。
- 一部の対象機関等において、文字盤かぎは解錠したままで、さし

込み式かぎのみで保管容器を開閉していた。

- 一部の対象機関等において、特定秘密の保管容器の施錠装置が三段式文字盤かぎとさし込み式かぎにより構成されているにもかかわらず、解錠するための番号とかぎを同一の職員に管理させていた。

このような状況は、情報の流出を防止する観点から不適切であるため、速やかに改善する必要がある。

エ 閲覧簿への記録

秘に指定された文書等の取扱いの経過を明らかにするため、管理者は閲覧簿を備え、必要な事項を記録させることが必要である。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、閲覧簿を整備していなかった。
- 複数の対象機関等において、「秘密保全に関する訓令」の趣旨にそぐわない閲覧簿への記録の省略が見られた。

このうち閲覧簿への記録の省略については、平成22年度報告を受けて、平成23年11月に防衛政策局から閲覧簿の適正な運用について周知徹底を図るための通知文書が発出されているところ、機関等においては当該通知文書の趣旨を風化させることなく、閲覧簿の適正な運用について、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

オ 注意文書の管理

注意文書については、当該事務に関与しない職員にみだりに知られないよう、適切な管理が求められている。

しかしながら、平成27年度監察では、一部の対象機関等において、一般の行政文書等の中に注意文書を混在させた状態で、鍵のかからない保管容器に保管する等、改善すべき事例が見られた。

(3) 情報保証

ア 全般

防衛省・自衛隊に課せられた任務を達成するために、業務用パソコン等の情報システム及び情報システムにおいて取り扱われるデータ等を事故や意図的な破壊、改ざん、妨害等から保護し、機関等における正規の利用者が安全・確実かつ安定して使用できる状態を維持することが極めて重要である。

平成27年度監察では、平成26年度報告で指摘した部外へ業務用パソコンを持ち出す際の簿冊への未記録及び不用決定された業務用パソコンのハードディスク内に業務用データを格納したままの放置又は廃棄していたことに関して、いずれの対象機関等においても問題のある事例が見られず、改善が進んでいる状況が見られた。

また、次のような推奨される取組が見られた。

- ある対象機関等において、職員の情報保証に関する意識の高揚を図るため、「情報保証の禁止事項カード」を作成し、全ての電子計算機に貼付して職員に周知していた。
- 一部の対象機関等において、保管容器内の全ての業務用可搬記憶媒体の所在や使用状況を容易に確認できるよう、保管要領を工夫し、厳格な保管を徹底していた。

一方で、以下のとおり、業務用可搬記憶媒体や業務用パソコンの管理等に関し、依然として改善すべき事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、集合教育、巡回指導等の機会を活用しつつ、引き続き周知徹底を図っていく必要がある。

イ 業務用可搬記憶媒体の管理状況

小型化して持ち運びが容易となった業務用可搬記憶媒体の紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、部隊等情報保証責任者等による集中管理の実施や管理簿の整備等により、業務用可搬記憶媒体を適切に管理することが必要である。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、業務用可搬記憶媒体を集中保管していなかった。
- 複数の対象機関等において、業務用可搬記憶媒体を無施錠の書庫等に保管していた。
- 複数の対象機関等において、部隊等情報保証責任者等に指定されていない職員が業務用可搬記憶媒体を管理していた。
- 複数の対象機関等において、管理簿に登録されていない業務用可搬記憶媒体があった。
- 多くの対象機関等において、部隊等情報保証責任者の許可を得ずに業務用可搬記憶媒体を持ち出している状況や持ち出しの際に記録する簿冊への記載漏れ及び押印漏れが見られた。

ウ 業務用パソコンの管理状況

業務用パソコンの紛失等を原因とする情報の流出を防止するため、情報システム情報保証責任者は、業務用パソコンの管理のための文書の作成、持ち出し時の記録、可搬型の業務用パソコンにおける盗難防止措置等を行い、適切に管理することが必要である。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、管理簿に登録されていない業務用パ

ソコンを書庫等に保有していた。

- 複数の対象機関等において、可搬型の業務用パソコンに、ワイヤーによる机への固定等の盗難防止措置が施されていない又は不十分であった。

エ 認証情報等の管理

情報システム情報保証責任者は、情報システムの利用者を制限する必要がある場合には、情報システムに認証機能を設ける必要がある。また、認証情報等を付与された職員は、認証情報等を他人に不正に使用されないよう、措置を講じる必要がある。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、情報システムの認証機能を設定していなかった。
- 一部の対象機関等において、業務用パソコンのログインパスワードが記載された紙片を、人目に付く場所に貼り付けていた。
- ある対象機関等において、情報システムにログインする際に使用するICカードを複数の職員で共用し、権限のない職員が情報システムを使用できる状態にしていた。

オ 情報システムの脆弱性への対応

情報システム情報保証責任者は、情報システムが有する脆弱性に対応するため、必要な機能等を情報システムに設定する必要がある。

しかしながら、平成27年度監察では、一部の対象機関等において、ウィルス対策ソフトが未導入、未更新又はライセンスの有効期限切れの状態の情報システムを使用している事例が依然として見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、引き続き情報システムの脆弱性への対応に万全を期すよう指導し、このような状況を速やかに改善する必要がある。

(4) 武器・弾薬の管理

武器・弾薬の紛失・盗難事案の発生を防止するため、部隊長等をはじめとする職員が、過去の武器等紛失事案に学び、武器・弾薬の管理に対する意識を常に高めておく必要がある。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、過去の武器等紛失事案等に関する教育が実施されていなかった。
- 複数の対象機関等において、小火器の管理が一部不十分な状況が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、このような状況が速やかに是正されるよう、引き続き指導・監督を充実・強化する必要がある。

(5) 文書管理

ア 全般

行政が適正かつ効率的に運用されるため及び国民に対する説明責任が全うされるためには、行政文書を適切に管理することが重要である。

平成27年度監察では、以下のとおり、平成26年度報告に比較し、行政文書ファイル管理簿への記載、行政文書ファイル等の保管状況及び標準文書保存期間基準の設定に関して改善すべき事例が見られた対象機関等が減少していた。

一方で、依然として、行政文書ファイルの整備状況等に関し、改善することが望ましい事例が数多く見られた。

このような状況が速やかに是正されるよう、内部部局及び各幕僚監部等は、集合教育、巡回指導等の機会を通じて、文書管理者や文書管理担当者等を適切に指導することにより、組織的かつ計画的に行政文書の整備を進めていくことが望ましい。

イ 行政文書ファイルの整備状況

防衛省・自衛隊における能率的な事務又は事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物にまとめる等し、行政文書ファイルを整備・管理することが必要である。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、行政文書として管理すべき文書であるにもかかわらず、行政文書として管理されていない文書が存在した。
- ほとんどの対象機関等において、行政文書ファイルの背表紙が整備されていない、整備されていても背表紙に誤記や記載漏れがある状況が見られた。
- 一部の対象機関等において、一般の行政文書ファイル内に「注意」及び「個人情報」に該当する行政文書が混在していた。

ウ 行政文書ファイル管理簿への記載

行政文書ファイル及び単独で管理している行政文書（以下「行政文書ファイル等」という。）の管理を適切に行うため、保存期間が1年以上の行政文書ファイル等については、行政文書ファイル管理簿に、分類、名称、保存期間等の必要事項を適時漏れなく記載することが必要である。

しかしながら、平成27年度監察では、多くの対象機関等において、

行政文書として管理すべき文書を、行政文書ファイル管理簿に記載しないまま放置している等、改善すべき事例が見られた。

インターネット上で公開される行政文書ファイル管理簿は、国民と行政機関との情報共有ツールであることから、国民の知る権利を確保するという観点からも速やかに改善する必要がある。

エ 行政文書ファイル等の保管状況

行政文書の散逸等を防止するため、行政文書と個人資料は混在させずに、明確に区分して保管する必要がある。また、個人資料は、必要最小限のものとするべきであり、職員各自の机の周辺のみに置く必要がある。

平成27年度監察では、一部の対象機関等において、主管部署が機関等内の文書の保管状況を点検・指導する等、積極的に関与している状況が見られた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、行政文書と個人資料を同一の書棚等に混在して保管していた。
- 一部の対象機関等において、保存期間が1年の行政文書を1年未満の行政文書ファイルに保管している、過年度の行政文書ファイルに当該年度作成の行政文書を保管している等、行政文書が適切に管理されていなかった。
- ある対象機関等において、書棚に多数の紙媒体の行政文書ファイルを保管しているにもかかわらず、棚番号を付していないため、行政文書ファイルの所在の把握が困難となっている状況が見られた。

オ 標準文書保存期間基準の設定

文書管理者は、標準文書保存期間基準を定め、それに基づいて行政文書ファイル等を管理する必要がある。また、標準文書保存期間基準は、年1回又は必要と認める場合に随時改訂を行う必要がある。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、標準文書保存期間基準の見直しをしないまま放置していた。
- 一部の対象機関等において、一般的な行政文書であるにもかかわらず、標準文書保存期間基準において、保存期間を「常用」とする等、保存期間を適切に設定していなかった。
- 一部の対象機関等において、標準文書保存期間基準に設定のない保存期間を一部の行政文書ファイルに適用していた。

カ 保存期間満了時の措置

保存期間が満了した行政文書ファイル等については、廃棄に関して内閣府と協議し、その同意を得た上で、文書管理者の指定する者等の立会

いの下、廃棄する又は保存期間を延長する必要がある。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 多くの対象機関等において、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、廃棄の協議や保存期間の延長を行わないまま保管していた。
- 一部の対象機関等において、保存期間が満了し、廃棄の同意が得られた行政文書ファイル等を廃棄しないまま保管していた。
- ある対象機関等において、関係規則に定められた廃棄立会者の立会いなしに行政文書ファイル等を廃棄していた。

キ 会社から入手した資料の取扱い

UH-X事案の再発防止策として制定された「研究開発等において留意すべき事項のマニュアル」では、会社から入手した資料は、「部内限り」等の表示を行い、適切に管理するのはもちろんのこと、作成会社の許可を得ずに他の会社に渡してはいけない旨規定されている。

平成27年度監察では、平成26年度報告で指摘した、会社から入手した資料を個人資料として管理する、あるいは、同資料に「取扱注意」又は「第三者への提示厳禁」等と標記されているにもかかわらず、一般の行政文書等として管理するという問題のある事例については、確認した限り、いずれの対象機関等においても見られなかった。

会社から入手した資料の不適切な管理は、文書管理のみならず、入札談合防止の観点からも問題となり得ることから、機関等は、引き続き適切に管理する必要がある。

(6) 個人情報保護の状況

ア 全般

行政機関においては、個人情報の利用が拡大していることを踏まえ、行政の適切かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することが重要である。

平成27年度監察では、ある対象機関等において、「個人情報保護に係る業務マニュアル」を作成し、関係職員に周知している等、推奨される取組が見られた。

一方で、依然として、個人情報ファイル及び保有個人情報（以下「個人情報ファイル等」という。）の管理等の基本的事項について改善することが望ましい事例が数多く見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、このような現状を踏まえ、機関等における個人情報保護に対する意識及び個人情報ファイル等の管理体制を速やかに改善するため、単なる通知文書等による注意喚起にとどまること

なく、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を引き続き講じていくことが望ましい。

イ 個人情報ファイル等の管理

個人情報ファイル等の漏えい等を防止するため、保護管理者は、個人情報ファイル等の管理状況を常に把握するとともに、担当者等に対し、個人情報ファイル等が記録された媒体に「個人情報」の標記を表示させる必要がある。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 複数の対象機関等において、一般の行政文書ファイル内や業務用可搬記憶媒体内等に未掌握の個人情報ファイル等があった。
- ほとんどの対象機関等において、個人情報ファイル等が記録された紙媒体及び電磁的記録に「個人情報」の標記が表示されていない、標記が赤色調でない等不適切な表示となっている等の状況が見られた。

ウ 個人情報ファイル等の保管状況等

個人情報漏えい等のリスクを回避するため、個人情報ファイル等を閲覧し得る者を限定することが必要である。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、個人の秘密に属する事項を含む個人情報ファイル等を記録した紙媒体を鍵のかかる容器に保管していなかった。
- 一部の対象機関等において、個人情報ファイル等を記録した紙媒体を保管している施錠可能な書庫内に、一般の行政文書ファイル等を一緒に保管していた。
- 一部の対象機関等において、情報システム内に保存されている個人情報ファイル等について、パスワードの設定等、関係職員以外の者によるアクセスを制限するために必要な措置を施していなかった。

エ 個人情報ファイル等管理台帳の整備等

平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、個人情報ファイル等管理台帳が作成されていない、作成されていても記載漏れや未更新のものがある等の状況が見られた。
- 一部の対象機関等において、個人情報ファイル等の複製等に関し、包括的許可の期間が未設定である、関係規則に反して1年以上の期間を定めて包括的に許可している等の状況が見られた。

オ 非常時の対応

保護管理者は、災害時等の非常時における対応措置を定めることが必要である。

平成27年度監察では、ある対象機関等において、保有個人情報の保管容器それぞれの扉に非常持出袋を備え付ける等、非常時における搬出に関して積極的な取組が見られた。

しかしながら、半数の対象機関等において、対応措置の未策定や不徹底等の状況が見られた。

(7) 服務事案等への対応

ア パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメント（階級、職権、期別、配置等による権威若しくは権力又は職場における優位性を背景に、職務の適正な範囲を超えて、職員に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる行為※）の防止及びパワー・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応は、職員がその能力を十分に発揮できるような健全な職場環境の確保並びに職員の人格及び尊厳の保護の観点から重要である。

※ 「パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令」（平成28年防衛省訓令第17号）第2条(1)により示された「パワー・ハラスメント」の定義による。

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、訓令の制定に先駆け、パワー・ハラスメント相談員を指定し、相談しやすい環境の整備に努めていた。そのうち、ある対象機関等においては、パワー・ハラスメント相談員の一覧を配布し、周知徹底を図っていた。
- ある対象機関等において、「自殺、暴力、パワー・ハラスメントを根絶するための方策検討」等、具体的な検討等を行っていた。一方で、たちかぜ事案に係る事務次官通達を受け、アンケート等を活用し詳細に調査した結果、次のような改善すべき事例が見られた。
- 複数の対象機関等において、上級者が部下や後輩に対し、日常的に大声で叱責していると訴える職員が存在した。
- 一部の対象機関等において、上級者が部下に対し、人格を否定するような発言を行っていると訴える職員が存在した。
- 一部の対象機関等において、上級者が部下に対し、職場における無視等、人間関係からの切り離しを行っていると訴える職員が存在した。
- 一部の対象機関等において、パワー・ハラスメントを受けていると感じている職員が存在する一方、監督者・管理者はパワー・ハラスメントのリスクの存在を認識しておらず、両者の認識に差が見られた。

以上のとおり、パワー・ハラスメントの防止に積極的に取り組んでいる対象機関等がある一方、ほとんどの対象機関等において、平成26年度報告と同様、改善すべき事例が見られたことから、必ずしも改善が進んでいるとは言えない。

パワー・ハラスメント又はパワー・ハラスメントに起因する問題は、最終的に防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を損なう事態にもつながりかねない。そのため、内部部局及び各幕僚監部等は、平成28年4月1日に施行された「パワー・ハラスメントの防止等に関する訓令」に従い、適切に対応することが必要である。

イ セクシュアル・ハラスメント等

(ア) セクシュアル・ハラスメント

職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合の適切な対応は、職員の利益の保護及び職員の能力の発揮の観点から重要である。

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

- 一部の対象機関等において、女性職員会同を実施する、女性の相談員を指定する等して、相談しやすい相談体制の構築に努めていた。
 - 一部の対象機関等において、監督者による適時の注意喚起等を行い、組織を挙げて防止に努めていた。
- 一方で、次のような改善すべき事例が見られた。
- ほとんどの対象機関等において、身体への接触、卑わいな発言、執拗な食事への誘い、性的なからかい、職場でのわい談、宴席における酌や片付けの強要、容姿に関する発言等、セクシュアル・ハラスメント又はそれが疑われる行為が存在する旨訴える職員が存在した。
 - 複数の対象機関等において、セクシュアル・ハラスメント相談員を役職のみで指定する又は特定の部署の職員のみを指定する等、性別、階級、年齢、部署等のバランスを十分考慮せずに指定した結果、女性職員にとって相談しにくい状況になっていた。
 - 一部の対象機関等において、セクシュアル・ハラスメントのリスクが高いにもかかわらず、それを十分に認識していない監督者やセクシュアル・ハラスメント相談員等が存在した。
 - 複数の対象機関等において、「セクシュアル・ハラスメント相談員の手引き」の内容を十分に理解していない、相談員としての教育を受けていないセクシュアル・ハラスメント相談員がいる等、実効性のある相談員体制の構築が不十分であった。

以上のとおり、セクシュアル・ハラスメントの防止に積極的に取り

組んでいる対象機関等が見られる一方で、平成26年度報告と同様、改善すべき事例が見られた対象機関等が数多く存在したことから、必ずしも改善が進んでいるとは言えない。

(イ) その他

そのほか、平成27年度監察では、男女共同参画の観点から、次のような推奨される取組が見られた。

○ ある対象機関等において、育児中の女性職員に対する育児短時間勤務及び早出遅出勤務を積極的に実施する等、女性が勤務しやすい環境の整備に積極的に努めていた。

○ ある対象機関等において、「女性隊員の活躍推進検討」が行われ、女性職員の配置、家庭と職務の両立、女性用施設の整備等の検討が具体的に行われていた。

一方で、一部の対象機関等において、女性用施設について調査した結果、更衣室、シャワー室、トイレ等、施設の問題点に関する女性隊員からの意見が複数あった。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等におけるセクシュアル・ハラスメントの防止態勢を更に改善するため、集合教育や巡回指導の強化等、より実効性のある対策を引き続き講ずる必要がある。併せて、勤務環境や勤務態勢についても、男女共同参画の観点から検討していくことが望ましい。

ウ 薬物乱用防止

防衛省・自衛隊においては、毎年6月を薬物乱用防止月間と定め、薬物乱用防止教育、服務指導・営舎内点検等を行うこととされている。

平成27年度監察では、平成26年度報告で指摘した教育や営舎内居住者に対する所持品検査等を実施していない等の問題のある事例については、いずれの対象機関等においても見られず、改善が進んでいる状況が見られた。

薬物乱用防止の重要性に鑑み、内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、同期間内の教育、所持品検査等を確実に実施するよう、引き続き指導する必要がある。

(8) メンタルヘルス

防衛省・自衛隊では、困難な勤務環境下にあっても、職員がメンタルヘルス（精神的健康）を良好な状態で保持し、使命感を持ってそれぞれの任務を全うしていくことが極めて重要である。

平成27年度監察では、次のような推奨される取組が見られた。

○ ある対象機関等において、当該対象機関等に勤務する臨床心理士と自衛隊中央病院のメンタルサポートセンターとが連携を図りつつ、機

関等に対し、専門的見地から職場復帰計画や職場でのケア等に関する助言を行い、メンタルヘルス不調者に対する復職支援等を推進していた。

- ある対象機関等において、職員がカウンセリング窓口を気軽に利用できるよう、体験カウンセリングを実施していた。
- 一方で、次のような改善すべき事例が見られた。
- ある対象機関等において、メンタルヘルスに関する教育や職員の身上（心情）把握等を行っていなかった。
- ある対象機関等において、メンタルヘルス不調者や我慢できないほどのストレスを感じている職員が存在するにもかかわらず、相談窓口が当該対象機関等内に十分に浸透していないこと等が原因で、相談が寄せられていない状況にあった。

以上のとおり、職員のメンタルヘルスを良好な状態で保持するための取組を積極的に展開している対象機関等は、平成26年度報告と比較して増加しているものの、改善することが望ましい事例が見られた対象機関等も一部存在した。

内部部局及び各幕僚監部等は、積極的な取組の事例を参考にして、機関等の枠を超えて、職員のメンタルヘルスのための取組が行われるよう、引き続き指導することが望ましい。

(9) 海外渡航承認申請手続

職員の安全の確保及び情報保全の確保の観点から、職員が国の用務以外の目的で本邦以外の地域に渡航する場合は、承認権者に海外渡航承認申請を提出し、その承認を受ける必要がある。

また、海外渡航承認申請の有無にかかわらず、全ての職員から任意に一般旅券の提出を求める等の方法により、当該申請が適切に行われているかについて随時確認することとされている。

しかしながら、平成27年度監察では、複数の対象機関等において、当該申請が適切に行われているかについての確認が実施されておらず、その必要性を認識していない担当者も存在した。

機関等は、海外渡航承認申請が適正に行われていることを随時確認することが必要である。

(10) 公益通報者保護制度

公益通報者保護制度は、防衛省・自衛隊において生起する法令違反行為等の早期発見及び是正、国民の利益や信頼を損なうような不祥事の回避又は発生による被害の軽減が期待できる極めて重要な制度である。

平成27年度監察では、一部の対象機関等において、公益通報窓口を記

したポスター類を事務所ごとに掲示する等の積極的な取組が行われていた。また、面談の結果、ほとんどの職員が同制度の趣旨を理解している対象機関等も一部に見られた。

一方で、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、制度の周知を目的とした掲示物が皆無であった。
- 複数の対象機関等において、制度の理解が不十分な職員が多数存在した。

公益通報者保護制度については、平成22年度報告を受けて、平成23年12月に大臣官房から内部部局及び各幕僚監部等に対し、制度の周知徹底等を図るための措置を講ずるよう求める通知文書が発出されている。

それにもかかわらず、平成26年度報告と同様、複数の対象機関等において、改善すべき事例が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、全ての機関等において上記通知文書に基づく措置が講じられるよう、改めて指導の徹底を図る必要がある。

また、機関等は、全職員が公益通報者保護制度の具体的内容や通報窓口を正しく理解するよう、反復・継続的に教育を行う等により、引き続き制度の周知徹底等に積極的に取り組むことが望ましい。

(11) 自衛隊員倫理

自衛隊員倫理規程の遵守は、自衛隊員による職務執行に対する国民の信頼を確保する上で必要不可欠である。

しかしながら、平成27年度監察では、部外協力団体との間で開催した飲食を伴う行事において、次のような改善すべき事例が見られた。

- 一部の対象機関等において、職員と部外協力団体との役割分担等を明確にする協定を締結していなかった。
- 一部の対象機関等において、職員が負担する額を部外者よりも安価に設定していた。
- 一部の対象機関等において、会計処理が不明確であった。

以上のとおり、自衛隊員倫理に関しては、半数の対象機関等において、平成26年度報告と同様、改善すべき事例が見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、機関等に対し、自衛隊員倫理規程の趣旨の再度周知を図るとともに、部外協力団体との関係に疑念を持たれることのないよう、指導を徹底させる必要がある。

(12) 毒劇物及び有機溶剤の管理

自衛隊では、装備品等を運用・管理するという職務の特性上、多くの毒劇物や有機溶剤を使用している。これらの適正な管理は、職員の健康管理

や周辺の環境保護にとどまらず、サービス事故を防止する観点からも重要である。

しかしながら、平成27年度監察では、次のような改善すべき事例が見られた。

- ある対象機関等において、毒劇物の管理責任者等の指定が漏れていた。
- 一部の対象機関等において、油脂庫等の鍵が適切に管理されていなかった。
- 一部の対象機関等において、管理者による在庫の点検が定期的に行われていなかった。
- 一部の対象機関等において、保管場所又は保管容器に係る規則で定められた「劇物」の表示がなされていなかった。

以上のとおり、毒劇物等の管理に関し、改善すべき事例が一部の対象機関等で見られた。

内部部局及び各幕僚監部等は、このような状況が速やかに是正されるよう、毒劇物及び有機溶剤の管理に関する指導を引き続き充実・強化する必要がある。

実地監察の対象機関等（入札談合防止）

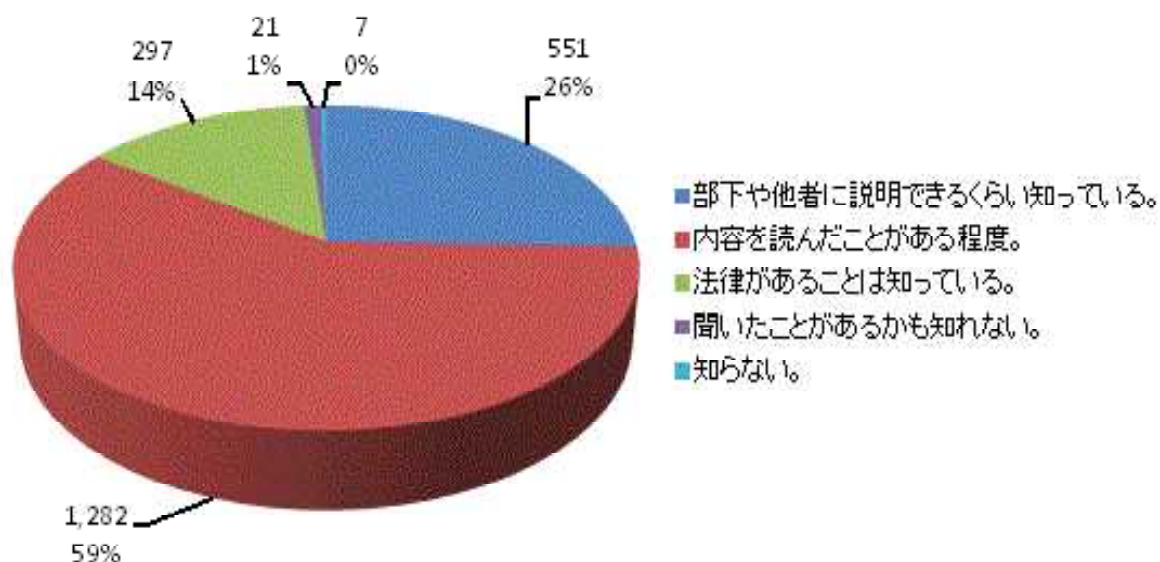
対 象 機 関 等	
陸上自衛隊（４０１）	富士学校（１４３） 関西補給処（１６９）
海上自衛隊（６２８）	横須賀地方隊（４３９） 航空補給処（１８９）
航空自衛隊（６８３）	補給本部及び第２補給処十条支処（４０５） 第４補給処（２７８）
情報本部（２０４）	
熊本防衛支局（４７）	
東海防衛支局（１４５）	
自衛隊札幌病院（８９）	
合 計（２，１０８人）	

注：（ ）内の数字はアンケート回答者数

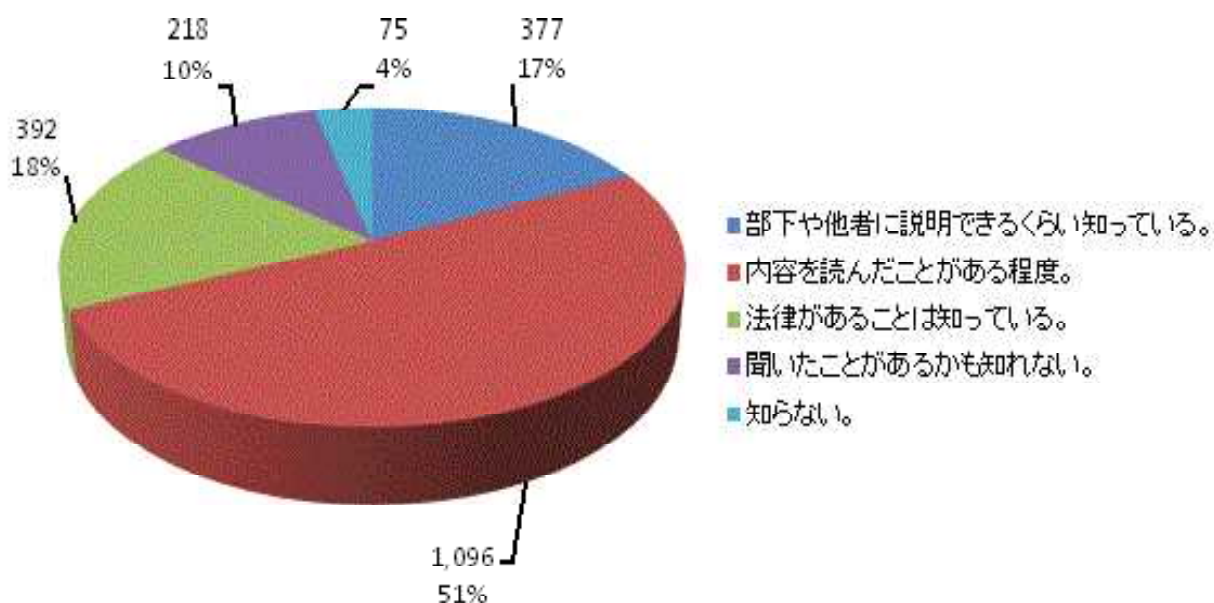
アンケート結果の概要（入札談合防止）

1 法令等の理解度

(1) あなたは、入札談合に関する法律の内容について知っていますか。

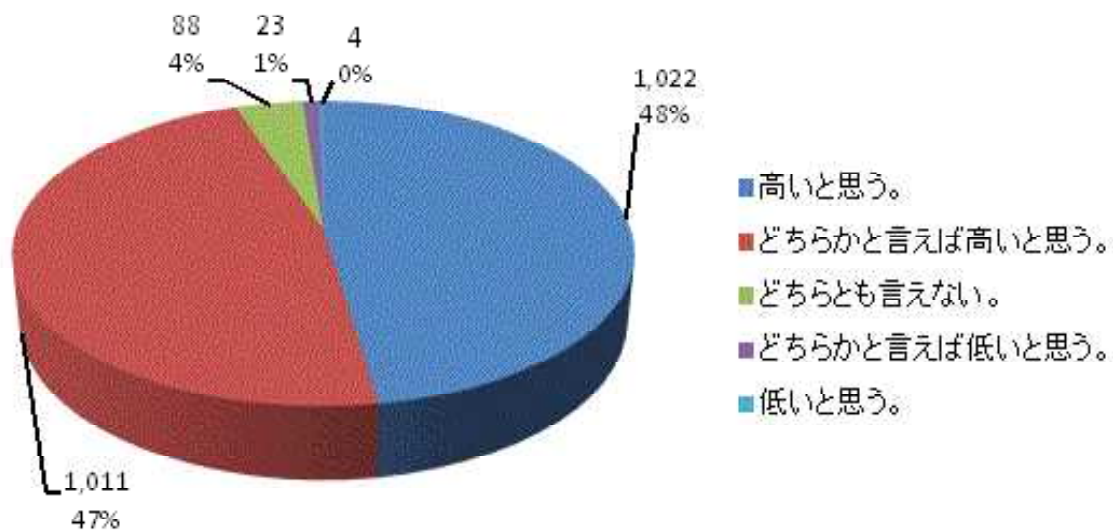


(2) あなたは、財務大臣通知「公共調達適正化について」等、一連の公共調達の適正化を図るための通知等の内容について知っていますか。



2 入札談合防止に対する職員の意識

あなたの職場における職員の入札談合防止に対する意識についてどう思いますか。



実地監察の対象機関等（法令遵守の意識・態勢）

対象機関等	
陸上自衛隊	東北方面総監部、同付隊、仙台駐屯地業務隊
	東部方面総監部、同付隊、東部方面通信群、東部方面会計隊、東部方面指揮所訓練支援隊、朝霞駐屯地業務隊
	第3師団、千僧駐屯地業務隊、第352会計隊
	第4師団、福岡駐屯地業務隊、第366会計隊
	第1高射特科団
	第4施設団、大久保駐屯地業務隊、第397会計隊
	需品学校
	輸送学校
	化学学校、大宮駐屯地業務隊
海上自衛隊	護衛艦隊司令部、海上訓練指導隊群、第11護衛隊
	航空集団司令部、第61航空隊、航空管制隊
	小月教育航空群
	佐世保地方隊、自衛隊佐世保病院※
	下関基地隊
	潜水医学実験隊、自衛隊横須賀病院※
航空自衛隊	第4航空団
	第4高射群、自衛隊岐阜病院※
	警戒航空隊、自衛隊三沢病院※
	南西航空警戒管制隊第54警戒隊、第5高射群第16高射隊、同第18高射隊、同第19高射隊
	航空システム通信隊
防衛研究所	
技術研究本部艦艇装備研究所	
北関東防衛局	
九州防衛局	
自衛隊指揮通信システム隊	
自衛隊熊本病院	
自衛隊大阪地方協力本部	

注：※の自衛隊病院については、他の対象機関等と併せて監察を実施したため、当該対象機関等の属する自衛隊に区分した。